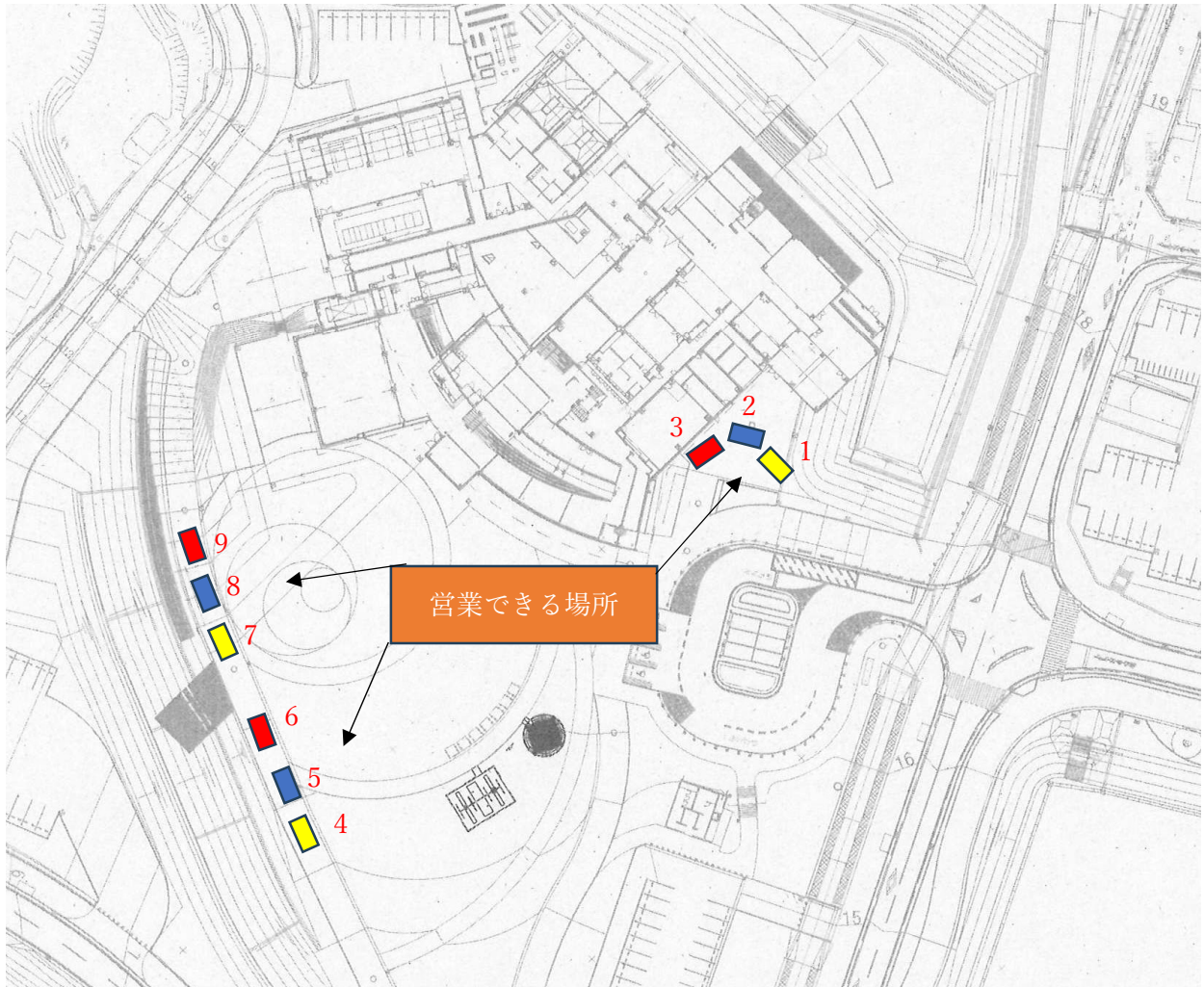


いこいと学びの交流テラスでの飲食物の販売営業について

【 営業を許可する場所 】



【 営業を許可する事業者 】

食品の調理を目的とした設備を備えた車両にて、自動車での調理営業の許可を受けている事業者（キッチンカー）

【 運用を開始する時期 】

令和8年7月から（手続き開始はその前月）

1 営業できる者

次の要件をすべて満たす者とする。

- （1）自動車による調理営業の許可を受けている車両（キッチンカー）であること。

- (2) 営業許可、食品衛生責任者等、営業に必要な資格を有していること。
- (3) 消費者に対する賠償保険に加入していること。
- (4) 本社、本店又は主たる事業所が市内に存すること。(個人事業主にあつては、市内に住所又は主たる事業所を有すること。)
- (5) 岩国市暴力団排除条例(平成23年9月26日条例第21号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有しない者であること。
- (6) 長さ5m、幅3m(15㎡を標準)で営業できる車両であること。

2 営業の条件

- (1) 営業可能日は、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
- (2) 車両の乗入れ可能時間は、原則として、午前9時から午後5時30分までの間とする。(午後5時30分までに退出する。)
- (3) 火気(発電機等を含む)を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (4) 車両の周辺にゴミ箱等を設置し、営業に伴い排出される廃棄物の回収を行うと共に園内への投棄防止の啓発を行うこと。
- (5) 営業終了後、自車の営業により発生したゴミが施設内に放置されていないか巡回点検の上、回収すること。
- (6) 施設内は、最徐行すること。
- (7) 市場価格を著しく上回る価格で販売しないこと。
- (8) 営業中は、見えやすい場所に施設内行為許可書を掲示すること。

3 禁止事項

- (1) 施設内の電源の使用。
- (2) 施設内の水道を使用した食器等の洗浄。
- (3) 側溝等へのゴミ、汚水等の排出。
- (4) 酒類の提供。(アルコール分が含まれないアルコールテイストの飲料を含む。)
- (5) 施設、設備等が破損するおそれのある行為。(破損した場合、原状回復又は原状回復費用を請求します。)

4 手続き

※営業希望日の前月の初めから手続きが始まります。

毎月最初の3開館日の間、福祉センターの窓口、またはメール(メールをした旨の電話もすること)にて翌月分の予約をする。(営業可能台数は、1日につき6台まで)

この時点でくじを引き、その番号を予約簿に記入する。(初回は、「称号、名称、店舗名等」、「販売物(主なもの)」、「担当者名」、「日中連絡のつく電話番号」、「メールアドレス」、「くじ番号」を記入。)

※申請者本人がくじを引きたい場合は、窓口にて手続きが必要。メールの場合は、福祉センター職員 2 名立ち合いのもと、申請者に代わりくじを引く。

福祉センターは、「最初の 3 開館日」の開館日、抽選結果（予約簿のくじの番号）を確認し、営業可能日と営業可能場所をメールにて連絡する。

（くじの順位）

○営業可能日：数字の小さいものから順に当選とする。

○営業可能場所：数字の小さいものから順に営業場所（1 ページの図の①～⑨）を選択する。

なお、この日以降、月末（月末が閉館日の場合は、前の開館日）までの間、予約簿に空きがあれば追加で申請可。

予約が確定した場合は、月末（月末が閉館日の場合は、前の開館日）までに翌月分の岩国市福祉センター内行為許可申請書を提出する。

ただし、許可条件違反、大規模災害発生等の事由により必要なときは、許可の取消し等を行うことがある。（岩国市福祉センター条例第 13 条）

※受付時間は、開館日の 9 時から 22 時までです。

※キッチンカーを出店する日の準備前、片付け後に福祉センター窓口に申し出ること。

（出店場所の確認、現状復旧していることの確認を受けること）

（提出書類）

○毎回提出するもの

- ・岩国市福祉センター内行為許可申請書

○初回、資格更新時及び変更のある場合に提出するもの

- ・移動販売車登録依頼書
- ・営業許可証の写し（原本を提示すること）
- ・食品衛生責任者があることを証する文書の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・消費者に対する賠償保険に加入していることを証する文書の写し
- ・移動販売車写真（ナンバープレートの確認ができるもの）数枚

○その他

- ・その他福祉センターが提出を求めるもの

（提出部数）

各 1 部（確認のため、関係機関等に照会をすることがある。）

5 使用料

使用料は、車両の大きさと立て看板などの営業に必要な備品等の合計で、長さ 5 m、幅 3 m の 15 m²を標準とし、「1 m² 1 日につき 66 円」（岩国市福祉センター条例 10 条）

15 m² × 66 円 = 990 円

前月末までに支払うものとし、支払いが確認できないときは、許可を取り消すことが

ある。

なお、支払済の使用料は、原則として還付しない。